



本報告書の概要

1 はじめに（第4回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）が施行されて8年が経過した。この間、最高裁判所は、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成17年7月、平成19年7月及び平成21年7月の3回にわたり公表した。

平成17年7月に公表した報告書（以下「第1回報告書」という。）では、主として、裁判所で収集してきた統計データを用い、地方裁判所第一審訴訟事件の審理期間の経年的推移及び直近の期間（民事訴訟事件については平成16年4月から同年12月までの9か月間、刑事訴訟事件については同年1月から同年12月までの1年間）の審理期間等の状況について検証を行った。また、審理を長期化させる要因（以下「長期化要因」という。）として、①事件の性質・内容に内在する要因、②当事者に関する要因、③裁判所に関する要因、④その他の要因を挙げ、審理が長期化している事件では、これらの要因が単独で又は複合して、期日等の回数を増やし、あるいはその間隔を長くしているものと考えられるとした上で、さらに、迅速化検証に当たっては、これらの直接的な要因だけでなく、背後にある制度的な制約や社会・経済的な環境がどのように長期化要因と関わっているかという点も見据える必要があると指摘した。

次に、平成19年7月に公表した報告書（以下「第2回報告書」という。）では、地方裁判所第一審訴訟事件の最新（平成18年1月から同年12月まで）の統計データを用いて審理期間等の状況について検証を行うとともに、高等裁判所における民事及び刑事の控訴審訴訟事件の審理期間等の状況についても、統計データを用いて検証を行った。併せて、民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の長期化要因の分析を行った。すなわち、民事訴訟事件については、統計データ及び裁判官からヒアリングを行った結果等をもとに、専門的な知見を要する訴訟その他審理が長期化する傾向のある訴訟につき、その長期化要因を事件類型ごとに考察し、また、刑事訴訟事件については、審理に時間を要する否認事件及び審理期間が2年を超える事件についての審理モデル等を参考にしつつ、実務経験上、長期化要因として認識されている事情を列挙し、分析・検討した。このうち、民事訴訟事件については、事件類型ごとに考察した長期化要因を踏まえ、主な長期化要因として、①審理対象の量や訴訟の規模に関わる問題（争点多数、当事者多数）、②専門性に関わる問題、③証拠に関わる問題（証拠の不足、収集の困難等）、④関係者に関わる問題（訴訟関係者である当事者等の態度・考え方、訴訟活動の在り方、執務態勢等）があると指摘し、その背景事情等についても、運用面、制度面、態勢面、あるいは社会的背景の面から、検証初期の仮説としてではあるが、若干の考察を試みた。

さらに、平成21年7月に公表した報告書（以下「第3回報告書」という。）では、民事訴訟事件については、主として審理が長期化する事件を念頭に置き、長期化要因につき、これまでの報告書における検証結果を踏まえつつ、最新（平成20年1月から同年12月まで）の統計データによる分析はもとより、弁護士からヒアリングを行った結果を取りまとめたものや裁判官からヒアリングを行った結果（第2回目の迅速化検証の際に実施。）を改めて取りまとめたもの、関連する各種文献等を活用しながら、より実証的な裏付け作業を行い、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を、①主に争点整理の長期化に関連する要因、②主に証拠収集に関連する要因、③専門的知見を要する事案に関連する要因、④裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に大別して分析・検討するとともに、医事関係訴訟、建築関係訴訟といった一般に事件が長期化しがちと言われている個別事件類型についても、特有の長期化要因を分析・検討した。次に、刑事訴訟事件については、公判前整理手続が審理期間等にどのような影響を及ぼしているかという視点から、主として重大事件である裁判員裁判対象事件につき、公判前整理手続を軸とした審理状況について分析・検討した。さらに、新たに家事事件を対象に加えて、事件概況のほか、特に終局までに時間を要する事件類型である遺産分割事

件の長期化要因を分析・検討した。

本報告書は、第4回目の迅速化検証の結果を公表するものである。今回の検証作業としては、公正かつ適正で充実した裁判手続が裁判の迅速化の前提として重要であるとの認識の下（迅速化法1条、2条1項・3項、6条、7条参照）、まず、これまでの検証に引き続き、地方裁判所における民事第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件の最新（平成22年1月から同年12月まで。以下同じ。）の統計データ^{*1*}^{*2}を用いて審理期間等の状況について確認した。その上で、第3回報告書で分析・検討した長期化要因について、統計データ等による経年的な分析を続け、その妥当性等を継続的に検証するとともに、民事訴訟事件・家事事件を中心に、長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策（以下「施策」という。）を総合的に検討した。その際には、特に、裁判所及び弁護士の実務態勢等に関する実情を把握し、施策検討の参考にするため、規模や地域の異なる複数（6か所）の裁判所や法テラスにおいて実情調査を行い、裁判官や弁護士等から各地の実情を聴取した。

刑事訴訟事件については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）が平成21年5月21日に施行され、裁判員裁判対象事件の処理が一定程度進んだことも踏まえ、最新の統計データを用いて裁判員裁判対象事件を含む地方裁判所における刑事通常第一審事件の審理状況を確認した上、裁判員裁判の審理状況について、手続構造面や運営面における従来の裁判官裁判との大きな相違を念頭に置きつつ、調査・分析を行った。

また、第2回報告書においては高等裁判所における民事及び刑事の控訴審訴訟事件の審理期間等の状況について検証を行ったが、裁判所における事件処理の全体像を概観すべく、今回、最高裁判所における上告審訴訟事件についても、民事訴訟事件、行政訴訟事件及び刑事訴訟事件の3パートに分けて、最新の統計データに基づく調査・分析を行った。

迅速化法は、公正かつ適正で充実した裁判手続の実施を確保しつつ、裁判手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする基盤整備法としての性格を有している（同法1条、2条）。また、政府は、同法施行後10年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされているところ（同法附則3項）、施行後10年の経過まで残り2年となった。本報告書においては、後記（施策編。なお、その概要については、本章2.2参照。）のとおり、主として裁判手続に関する施策について、一定の取りまとめを行うに至ったが、真に実効性あるものとして裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するため、単に裁判手続に内在する要因に即して施策を進めていくだけでなく、裁判手続外の社会的な要因についても考察を及ぼして、その問題の構造を把握し、裁判の合理的な運用に及ぼす影響等を検討しておく必要があると思われる。今後の迅速化検証においては、これらの論点を含めて、更に総合的、客観的かつ多角的に裁判の一層の適正・充実・迅速化の推進に向けた検討を行っていく予定である。

*1 本報告書において分析に利用した統計データは、平成23年4月15日現在のもので（なお、第3回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。）、特に明記しない限り、既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、審級ごとに、当該審級において事件が終局すると作成される「事件票」に基づいている。

*2 端数処理の関係上、個々の数値と合計値が合致しない場合がある。

2 本報告書における迅速化検証の概要

2. 1 事件概況

2. 1. 1 民事第一審訴訟事件の概況

○ 民事第一審訴訟事件の概況

平成22年における民事第一審訴訟事件の新受件数は22万2594件であり、平成18年以降急増し、平成21年には過去最多である23万5508件となったが、平成22年は若干減少した。平成22年の既済件数は22万7435件であり、平均審理期間^{*3}は、平成16年^{*4}では8.3月、平成18年では7.8月、平成20年では6.5月とこれまで短縮化傾向にあったが、平成22年は6.8月と若干長期化している。

もっとも、このような統計データは、貸金業者に対する過払金返還請求訴訟の影響を受けていると考えられる。過払金返還請求訴訟は、審理期間の短い事件が多く、人証調べを行う事件も少ないなど、民事通常事件とは異なる特徴があるといわれており、このような訴訟の影響を受けた統計データが、必ずしも常に民事第一審訴訟事件の一般的な傾向を反映しているとはいえない。そこで、多くの過払金返還請求訴訟が含まれる事件票上の事件類型である「金銭のその他」等を除外することとし、過払金返還請求訴訟の影響を取り除いた統計データ（以下「民事第一審訴訟（過払金等以外）」という。）をみると、平均審理期間は、平成16年及び平成18年ではいずれも8.3月、平成20年では8.1月、平成22年では8.3月であり、横ばいないし下げ止まりの傾向にあることがわかる。

以下、平成22年における民事第一審訴訟事件の概況（カッコ内の数値は、民事第一審訴訟（過払金等以外）の統計データである。）をみる。

まず、審理期間が2年を超える事件の数・割合は、7502件（5313件）、3.3%（5.8%）であった。平成16年では、9206件（6882件）、6.2%（6.4%）、平成18年では、7931件（5894件）、5.5%（6.5%）、平成20年では、6848件（5041件）、3.6%（5.8%）であったので、審理期間が2年を超える事件の数・割合は、民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外）のいずれをみても、平成20年までは減少してきていたが、平成22年は、民事第一審訴訟（全体）における同事件の割合は引き続き減少しているものの、民事第一審訴訟（過払金等以外）における同事件の割合は下げ止まっており、いずれにおいても同事件の数は平成20年より若干増加している。

審理期間が2年を超える事件類型をみると、「その他の損害賠償」（1882件、25.1%）及び「金銭のその他」（1576件、21.0%）の2類型が際立って多く、これらの合計は、全体の46.1%を占める。

次に、終局区分については、判決で終局した事件の割合は36.8%、和解で終局した事件の割合は32.0%、

*3 平均審理期間は、従来から、1事件ごとの実数値の平均ではなく、審理期間の区分ごとに設定された代表値（基本的には、各区分の中間値が代表値とされており、例えば、民事第一審訴訟事件の既済事件については、1月以内から5年超まで10段階に区分されており、1月以内の代表値は0.5月となる。）に、各区分ごとに集計された事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除することにより算出されており、本報告書においても、この方式によっている。一例として、3月超6月以内の事件が4件、6月超1年以内の事件が5件、1年超2年以内の事件が1件の場合を想定すると、平均審理期間は、「(4.5月×4件+9月×5件+18月×1件)÷10件」で算出され、8.1月となる。

*4 第1回報告書においては、民事訴訟事件について、事件票を改定した平成16年4月1日から同年12月31日までの統計データに基づいた検証を行ったが、本報告書において、平成16年の統計データを示す場合には、他年と同様、同年1月1日から同年12月31日までのものを用いる。

取下げで終局した事件の割合は28.6%である。なお、判決で終局した事件のうち、対席事件の割合は72.3%である。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、判決で終局した事件の割合が50.5%、和解で終局した事件の割合が34.0%、取下げで終局した事件の割合は、12.3%である。

判決、和解又は取下げで終局した事件の割合について、平成12年以降の経年変化をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、平成20年までは、判決がやや減少し、和解がやや増加する傾向がみられるものの、さほど大きな変化はなく、取下げはほぼ横ばいであったが、平成21年以降、判決が増加し、和解が若干減少している。これに対し、民事第一審訴訟（全体）では、平成21年にかけて、判決及び和解が減少し、取下げに増加傾向がみられたが、平成22年は、判決及び和解が増加に転じ、取下げは減少に転じた。これは、過払金返還請求訴訟の事件動向に変化が生じていることをうかがわせるものである。

訴訟代理人の選任状況については、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は27.8%（40.1%）、当事者のいずれかに訴訟代理人が選任された事件の割合は76.7%（80.8%）である。

上訴については、上訴率^{*5}は15.7%（15.9%）、上訴事件割合^{*6}は5.8%（8.0%）である。

最後に、審理の状況については、平均期日回数は3.5回（4.5回）、平均期日間隔は1.9月（1.8月）である。争点整理実施率は27.7%（37.0%）であり、平均争点整理期日回数は1.5回（2.3回）である。人証調べ実施率は10.3%（18.7%）であり、人証調べ実施事件に限定した平均人証数は2.8人（2.7人）である。なお、このうち平均証人数は1.1人（1.0人）、平均本人数は1.7人（1.7人）である。

○ 医事関係訴訟の概況

医事関係訴訟の平均審理期間は、平成6年以降、おおむね短縮化傾向にあり、平成20年以降は若干長くなったが、平成22年は24.9月と再び短縮した。

概況をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、審理期間が2年を超える事件の割合が43.0%と高い。また、判決で終局した事件は35.8%で、対席事件の割合が高く（判決終局事件の98.4%）、和解で終局した事件の割合も54.0%と高い。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も84.8%と高く、上訴率も43.0%と高い。

審理の状況をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、平均期日回数が12.1回と多く、中でも平均争点整理期日回数が9.3回と多い。平均期日間隔も2.1月と長い。争点整理実施率は86.2%、人証調べ実施率は56.4%、鑑定実施率は14.4%と、いずれも高い（なお、民事第一審訴訟（過払金等以外）の鑑定実施率は0.8%である。）。

○ 建築関係訴訟の概況

建築関係訴訟の平均審理期間は、平成17年以降長期化傾向にあり、平成20年に短縮化したのが、平成22年は17.5月と再び平成20年を上回った。

建築関係訴訟のうち、審理期間が長期化しがちな類型である瑕疵主張のある建築関係訴訟の概況をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、平均審理期間は24.9月と長く、審理期間が2年を超える事件の割合が39.2%と高い。また、判決で終局した事件は30.6%で、対席事件の割合が高く（判決終局事件の98.1%）、和解で終局した事件の割合も38.0%と高い。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も83.6%と高く、上訴率も44.2%と高い。

瑕疵主張のある建築関係訴訟の審理の状況をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、平均期日回数が12.4回と多く、中でも平均争点整理期日回数が9.2回と多い。平均期日間隔も2.0月と若干長い。

*5 上訴率とは、判決で終局した事件のうち上訴がされた事件の割合をいう。

*6 上訴事件割合とは、全既済事件のうち上訴がされた事件の割合をいう。

争点整理実施率は87.9%、人証調べ実施率は35.8%、鑑定実施率は4.6%と、いずれも高い。

○ 知的財産権訴訟の概況

平成22年に終局した知的財産権訴訟の平均審理期間は14.8月であり、審理期間が2年を超える事件の割合は14.6%である。なお、知的財産権訴訟の平均審理期間は、平成16年は13.8月、平成18年は12.1月、平成20年は13.1月であったが、医事関係訴訟及び建築関係訴訟のそれよりも短く、長期的にみれば、平成12年以前は20月を超えていたが、以後、制度面での施策が講じられたこと等により、大幅な審理期間の短縮化が進んでいる。

概況をみると、判決で終局した事件は40.1%で、対席事件の割合が高く（判決終局事件の94.9%）、和解で終局した事件の割合も43.6%と高い。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も76.7%と高く、上訴率も45.1%と高い。

審理の状況を見ると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、平均期日回数が8.7回と多く、中でも平均争点整理期日回数が6.8回と多いが、平均期日間隔は1.7月でほぼ同じである。争点整理実施率は80.9%と高いが、人証調べ実施率は19.3%と同程度である。

○ 労働関係訴訟の概況

平成22年に終局した労働関係訴訟の平均審理期間は11.8月である。なお、平成16年は11.0月、平成18年は12.5月、平成20年は12.3月であった。

概況をみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、審理期間が2年を超える事件の割合が7.5%とやや高い。また、判決で終局した事件は29.1%と低いが、判決終局事件のうち対席事件の割合は92.6%と高く、和解で終局した事件の割合は56.7%と高い。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も73.6%と高く、上訴率も41.9%と高い。

審理の状況を見ると、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比較して、平均期日回数が6.9回と多いが、平均期日間隔は1.7月でほぼ同程度である。争点整理実施率は71.3%、人証調べ実施率は35.3%といずれも高い。

2. 1. 2 刑事第一審訴訟事件の概況

○ 刑事通常第一審事件の概況

平成22年における刑事通常第一審事件の新受人員（延べ人員^{*7}）は8万6387人であり、終局人員（実人員^{*8}）は6万2840人である。平均審理期間は2.9月であり、平成17年を境に若干短縮化している。平均審理期間の内訳は、受理から第1回公判期日までの期間が1.6月、第1回公判期日から終局までの期間が1.3月である。

審理期間が3月以内の事件の割合は76.2%、1年を超える事件の割合は1.5%、2年を超える事件の割合は0.1%であった。審理期間が2年を超えた人員の割合は、平成16年以降、減少傾向にある。

審理の状況を見ると、平均開廷回数は2.5回であり、8割を超える事件が3回以内で終局している。また、平均開廷間隔（受理から終局まで）は1.2月、平均取調べ証人数は0.8人、否認率は7.2%、弁護人選任率は99.3%、通訳人を付した事件の割合は5.2%である。

*7 延べ人員とは、同一被告人につき、複数の起訴があったときは、その都度1人として累積計上した員数をいう。

*8 実人員とは、同一被告人につき、複数の起訴があっても審理が併合されている限り1人として計上（審理が分離されて終局した場合には累積計上）した員数をいう。

○ 否認事件の審理の概況

平成22年に終局した否認事件の平均審理期間は8.1月であり、自白事件の平均審理期間（2.5月）の3倍以上である。また、審理期間別の否認率は、6月を超え1年以内の事件の4割以上、1年を超え2年以内の事件及び2年を超え3年以内の事件の7割以上となっている。

平成22年における否認事件の概況をみると、平均開廷回数は5.7回であり、刑事通常第一審事件の2倍以上である。これに対し、平均開廷間隔は1.4月であり、刑事通常第一審事件とそれほど差はない。また、平均取調べ証人数は2.6人、証人尋問を行った公判期日の平均開廷回数は2.1回（刑事通常第一審事件の総数では1.1回）、被告人質問を行った公判期日の平均開廷回数は1.7回である（同1.1回）。

○ 公判前整理手続の概況

平成22年に終局した刑事通常第一審事件のうち、公判前整理手続に付された人員（公判前整理手続に付すことが義務付けられている裁判員裁判対象事件^{*9}を含む。）は2117人、同手続の実施率は3.4%であり、うち裁判員裁判対象事件における実施率は99.0%、裁判員裁判対象罪名事件^{*10}における実施率は87.4%と極めて高いが、非対象法定合議事件^{*11}における実施率は7.8%、裁定合議事件における実施率は19.3%、単独事件における実施率は0.4%と著しく低い。

公判前整理手続に付された終局人員についての平均審理期間は9.4月であり、うち自白事件総数で7.6月、否認事件総数で11.5月であり、合議・単独いずれについても、否認事件の方が長くなっている。なお、公判前整理手続に付されなかった終局人員（6万0723人）についての平均審理期間は2.7月である。

○ 裁判員裁判の審理の概況

平成22年における裁判員裁判対象事件の終局人員は、1530人である。平均審理期間は8.3月であり、うち公判前整理手続期間は5.5月、平均開廷時間は649.6分、平均評議時間は504.4分である。裁判員又は補充裁判員の平均職務従事時間は21.4時間である。なお、平均公判前整理手続期日回数は4.4回であり、平均開廷回数は3.8回、平均取調べ証人数は2.1人である。

2. 1. 3 家事事件の概況

平成22年における家事事件の新受件数は、事件の種類別にそれぞれ、甲類審判事件が61万4823件、乙類審判事件が1万8514件、乙類調停事件が6万7034件、乙類以外の調停事件が7万3523件であり、既済件数は、甲類審判事件が61万8281件、乙類審判事件が1万7743件、乙類調停事件が6万6028件、乙類以外の調停事件が7万2889件である。平均審理期間は、甲類審判事件が1.0月、乙類審判事件が5.0月、乙類調停事件が5.1月、乙類以外の調停事件が4.3月である。平成11年以降の平均審理期間の推移をみると、甲類審判事件については、おおむね1.1月で横ばいであり、乙類審判事件及び乙類調停事件は、いずれも短縮化傾向にあり、特に乙類審判事件の短縮の程度が大きい（平成22年の平均審理期間は、平成13年（8.8月）から3.8月短縮した。）。乙類以外の調停事件は、おおむね4.2月前後で横ばいである。

*9 裁判員裁判対象事件とは、平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された裁判員法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件をいう。

*10 裁判員裁判対象罪名事件とは、平成21年5月21日の裁判員制度施行前に起訴された裁判員法2条1項各号に該当する事件をいう。

*11 非対象法定合議事件とは、裁判員法2条1項該当事件以外の法定合議事件（例えば、非現住建造物等放火、有印公文書偽変造罪等がある。）をいう。

平成22年における家事事件の概況をみると、審理期間が2年を超える事件の割合は、その割合が最も高い乙類審判事件においても2.7%である。

なお、乙類審判事件のうち、遺産分割事件については、平成22年における平均審理期間は12.0月、審理期間が2年を超える事件の割合は9.1%である。

2. 1. 4 最高裁判所における訴訟事件の概況

○ 民事・行政訴訟事件について

まず、民事訴訟事件（本パートにおいては、人身保護請求事件を含む。）の概況についてみると、平成22年の新受件数は、上告事件が2036件、上告受理事件が2485件であり、その合計数は4521件に上る。いずれの事件も、平成17年をピークとしていったん減少に転じたものの、平成20年以降再び増加しており、平成22年における上告受理事件の新受件数は、現行民事訴訟法施行の前年である平成9年の上告事件の新受件数（2470件）を超えた上、平成22年の件数は、同年における上告事件の新受件数と合算すると、平成9年の上告事件の件数の1.8倍を超える。平均審理期間は、上告事件が3.1月、上告受理事件が3.4月である。上告事件は平成10年以降、上告受理事件は平成16年以降、平成19年にかけておおむね短縮化傾向にあったが、平成20年以降は、いずれの事件についても、横ばいないし微増の傾向を示している。審理期間が3月以内の事件の割合は、上告事件が77.7%、上告受理事件が73.7%と高い。

次に、行政訴訟事件の概況についてみると、平成22年の新受件数は、上告事件が471件、上告受理事件が503件であり、その合計数は974件に上り、現行民事訴訟法の施行の前年である平成9年と比べると、3.9倍程度まで増加している。平均審理期間は、上告事件が5.3月、上告受理事件が6.0月である。いずれの事件も、平成16年以降おおむね短縮化傾向にあったが、平成20年以降は下げ止まりの傾向を示している。審理期間が3月以内の事件の割合は、上告事件が59.6%、上告受理事件が52.7%であり、民事訴訟事件と比べて低い。民事訴訟事件と同様に、上告事件において決定により棄却されている事件の割合が高く、また、上告受理事件において不受理決定により終局している事件の割合が高い。

上告事件においては決定により棄却されている事件の割合が高く、また、上告受理事件において不受理決定により終局している事件の割合が高いこと等に照らすと、最高裁判所における力の相当程度が、憲法違反等の主張はあるものの実質は法令違反等をいうにすぎない上告事件や、単なる認定非難をいうものにすぎず重要な法律問題を含まない上告受理事件の処理に割かれている可能性がある。

○ 刑事訴訟事件について

平成22年における刑事訴訟事件の新受人員^{*12}は、2192人である。経年推移をみると、平成13年は2187人であったが、平成16年には約1.3倍の2861人まで増加した。平成17年以降は緩やかな減少傾向にあり、平成22年の新受人員は、平成13年とほぼ同水準となっている。平均審理期間は、3.1月であり、平成16年から平成20年にかけて短縮化した後、平成21年にやや長期化した後、再び短縮化した。終局人員総数2148人のうち、9割以上の事件が6月以内に終局している。終局区分別の事件割合をみると、上告棄却で終局した人員は約8割を占め、その平均審理期間は3.6月である。このほか、取下げで終局した人員は約2割を占めており、破棄自判又は破棄差戻・移送で終局した事件の割合は少ない。

*12 上告審における人員は、立件の基準となった原判決ごとに一被告を1人として計上した員数である。

2. 2 裁判の適正・充実・迅速化を

推進するために必要な施策等

2. 2. 1 はじめに

長期化要因を検証し、施策を検討するに当たっては、迅速化法が基盤整備法であり、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行うことを求めていること（同法1条、2条1項・2項、8条1項参照）も踏まえると、第1回及び第2回報告書でも指摘しているように、裁判手続に内在する制度、運用、態勢面における要因のみならず、社会・経済的背景や国民の意識といった裁判の在り方に影響を与える裁判手続外の社会的な要因についても、幅広く考慮に入れることが重要である。もっとも、それらの要因は、多方面かつ多岐にわたるため、短期間に網羅的に検討を深めることは困難であるので、まずは、裁判の適正・充実・迅速化に直接的に関係する裁判手続に内在する長期化要因から検討を進めることとした。

第3回報告書における迅速化検証では、それまでの2回にわたる検証結果を踏まえ、裁判手続に内在する長期化要因に関して検討を進め、前記1で述べたとおり、統計データに加えて、弁護士からヒアリングを行った結果、裁判官からヒアリングを行った結果（第2回目の迅速化検証の際に実施。）を改めて取りまとめたもの、各種文献等进行分析・検討して、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因の検討を行い、主に争点整理の長期化に関連する要因、主に証拠収集に関連する要因、専門的知見を要する事案に関連する要因、裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に大別して分析・検討した。また、医事関係訴訟、建築関係訴訟といった一般に審理が長期化しがちな事件類型に特有の長期化要因、及び、家事事件の中で審理に時間を要する遺産分割事件の長期化要因についても、同様に、それぞれ審理の特徴や最近の動向等を踏まえて、分析・検討した。

そこで、本報告書においては、第3回報告書における検証結果を受けて、長期化要因について統計データ等による経年的な分析を続け、その妥当性等を継続的に確認しながら、民事訴訟事件・家事事件を中心に、まずは、主として裁判手続に内在する長期化要因に関する施策について、総合的に検討していくこととした。

2. 2. 2 長期化要因の継続的検証

第3回報告書で明らかになった長期化要因のうち、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因及び個別の事件類型に特有の長期化要因については、最新の統計データ等に照らしても、第3回報告書における分析・整理の前提となった状況に大きな変化はなく、それらの長期化要因が妥当することが確認できた。また、裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因については、第3回報告書においては長期化要因となっている可能性がある指摘していたところであるが、実情調査の結果や最新の統計データ等をも踏まえつつ、更に検討を深めたところ、長期化要因となっている可能性が高いことが確認できた。

2. 2. 3 考えられる施策の概要

そこで、前記2. 2. 2の長期化要因の妥当性等についての継続的な検証結果を前提としつつ、第3回報告書で分析・整理した長期化要因をさらに整理し、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因及び民事訴訟事件・家事事件の中で長期化しがちな事件類型に特有の長期化要因に関する制度・運用面の施策（以下「制

度・運用面の施策」という。)と、民事訴訟事件・家事事件を中心とした裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策(以下「態勢面の施策」という。)を検討することにした。具体的には、裁判所・法テラスにおける裁判官や弁護士等に対する実情調査の結果や関連する統計データ等の実証的な資料に基づいて、裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(以下「検証検討会」という。)において議論を重ねた結果、裁判の一層の適正・充実・迅速化を図る上で有効と考えられる施策を整理するに至った^{*13}。

制度・運用面の施策と態勢面の施策は、いずれも重要度の高いもので、いわば車の両輪の関係にある。このうち、運用面における関係者の取組は、引き続き粘り強く進めていく必要があるが、これまでの運用改善によって既に相応の成果が上がっていることもあり、運用面における取組を支える制度面の施策を講じることが有用である。そして、紛争の量・質が大きく変化している中で、紛争をより一層適正迅速に処理し、国民の期待にこたえるためには、制度・運用面の施策に加えて、裁判所の人的態勢の整備等を中心とした態勢面の施策を着実に実現していくことが欠かせないものと考えられる。

以上が本報告書における施策の検討方針の骨子である。

以下では、検討・整理した考えられる施策内容の概要を記載する。なお、施策案のうち、制度・運用面の施策については、具体的な裁判手続に関連する制度論・運用面に関するものであるため、具体的な施策内容についてのイメージを持ちやすいと思われるので、検証内容の概要を示す本パートにおいては、具体的な施策の表題又は簡潔な説明に止めたが、態勢面の施策については、その性質上、表題のみでは具体的内容についてのイメージを持つことが困難であると思われるので、必要に応じ、その内容に踏み込んで紹介することとした。

2. 2. 3. 1 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策

民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策は、①主に争点整理の長期化に関連する要因に関する施策、②主に証拠収集に関連する要因に関する施策、③専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策、④争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因に関する施策、⑤その他の施策に大別できる。

○ 主に争点整理の長期化に関連する要因に関する施策

主に争点整理の長期化に関連する要因に関する施策として、(1)争点整理のステップを意識して進めていくための施策、(2)訴え提起後の比較的早期の段階において証拠を収集する制度、(3)口頭の議論を活性化させるための施策、(4)効率的・効果的な争点整理に有効な書面作成の促進に関する施策、(5)提出期限遵守のための制裁、(6)当事者のニーズや事件規模等に応じた手続、(7)本人訴訟への対応の強化、(8)ADRの結果の活用が考えられる。これらの具体的内容としては、以下のようなものがある。

(1)争点整理のステップを意識して進めていくための施策として、(ア)争点整理の3ステップ(①証拠収集・主張提出段階、②争点議論段階、③争点確定段階)を明確に意識して進めていくプラクティスを可能にする方策の検討、(イ)その利用が有効な事件類型における計画審理の利用促進がある。

(2)訴え提起後の比較的早期の段階において証拠を収集する制度として、証拠収集方法を、原則として、前記(1)(ア)の証拠収集・主張提出段階の期間内に申し立てなければならないとする制度の導入がある。

(3)口頭の議論を活性化させるための施策として、前記(1)(ア)の争点議論段階における集中的に議論を行う期日の実現がある。

*13 これらの施策は、検証検討会における議論に基づき、裁判の適正・充実・迅速化を図る上で有効であると考えられるものを、できる限り広範に取り上げ整理したものである。今後、これらの施策を進めるに当たっては、別途、関係機関、団体等における十分な検討が必要になることはいうまでもない。

(4) 効率的・効果的な争点整理に有効な書面作成の促進に関する施策として、(ア)時系列表等の提出を求める制度の導入、(イ)準備書面の分量制限等を求める制度の導入がある。

(5) 提出期限遵守のための制裁として、攻撃防御方法の提出期限遵守のための制裁（失権効等）の導入がある。

(6) 紛争当事者のニーズや事件規模等に応じた手続として、一定の事件に関して、審理期間を短くする手続を検討することがある。

(7) 本人訴訟への対応の強化として、弁護士強制制度の導入がある。

(8) ADRの結果の活用として、ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できる制度の導入がある。

○ 主に証拠収集に関連する要因に関する施策

主に証拠収集に関連する要因に関する施策として、(1)提訴前の証拠収集処分に関する施策、(2)文書送付嘱託の実効化に関する施策、(3)主に証拠収集に関連する要因に関するその他の施策が考えられる。

具体的には、(1)提訴前の証拠収集処分に関する施策として、提訴前の証拠収集処分の見直しを行うことがある。

また、(2)文書送付嘱託の実効化に関する施策として、文書送付嘱託の応諾義務の明文化がある。

さらに、(3)主に証拠収集に関連する要因に関するその他の施策として、(ア)当事者照会制度の見直し、(イ)文書提出義務の更なる拡大等、(ウ)当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度（ディスクロージャー）や証言録取制度（デポジション）の導入、(エ)法廷侮辱に対する制裁の導入がある。

○ 専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策

専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策として、(1)専門委員を活用しやすくするための施策、(2)専門的知見の獲得に資する施策等、(3)弁護士の専門化推進、(4)適切な鑑定人の確保等、(5)専門的知見を要する事案におけるADRの活用が考えられる。これらの具体的内容としては、以下のようなものがある。

(1) 専門委員を活用しやすくするための施策として、専門委員の機動的な任命・選任、専門委員による意見陳述等の専門委員のより一層の活用方策の検討がある。

(2) 専門的知見の獲得に資する施策等として、(ア)合議体による審理の積極的な活用（後記2. 2. 3. 3「裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する施策」(3)参照）、(イ)大規模庁の専門部・集中部を核とした必要な情報の収集・蓄積の方法、研究機関や専門家団体等との連携の在り方等の検討、(ウ)法情報の検索・共有システムの拡充がある。

(3) 弁護士の専門化推進として、(ア)弁護士による専門訴訟のスキル獲得の機会を確保するための弁護士への研修等の充実、(イ)弁護士が専門的なスキルを有していることを認定する制度の創設がある。

(4) 適切な鑑定人の確保等として、(ア)鑑定人となることにインセンティブを与える制度の導入、(イ)研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備を行うことがある。

(5) 専門的知見を要する事案におけるADRの活用として、(ア)ADRの活動の充実、(イ)ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できる制度の導入（前記「主に争点整理の長期化に関連する要因に関する施策」(8)参照）がある。

○ 争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因に関する施策

争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因に関する施策として、(1)合議体による審理の積極的な活用（後記2. 2. 3. 3「裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する

施策」(3)参照)、(2)裁判所による行政庁等に対する照会制度の創設が考えられる。

○ その他の施策

法教育の浸透や国民への啓発活動の推進が考えられる。

2. 2. 3. 2 個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策

長期化しがちな事件類型としては、医事関係訴訟、建築関係訴訟、労働関係訴訟及び遺産分割事件が挙げられ、以下のような各事件類型に特有の長期化要因に関する施策が考えられる。

○ 医事関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

医事関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策として、(1)医療ADRの拡充、中立第三者機関による原因究明制度の確立、(2)専門委員等を活用しやすくするための施策、(3)適切な鑑定人の確保等、(4)医事関係訴訟についての裁判所のサポート態勢の充実が考えられる。

このうち、(2)専門委員等を活用しやすくするための施策の具体的内容としては、専門委員のより一層の利用(前記2. 2. 3. 1「専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策」(1)参照)に加え、医事関係訴訟における弁護士のサポート態勢の整備がある。

また、(3)適切な鑑定人の確保等の具体的内容としては、鑑定人となることにインセンティブを与える制度の導入及び研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備(前記2. 2. 3. 1「専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策」(4)参照)に加え、鑑定人を推薦するネットワークの整備・拡充がある。

さらに、(4)医事関係訴訟における裁判所のサポート態勢の充実の具体的内容としては、大規模庁の専門部・集中部を核とした必要な情報の収集・蓄積の方法、研究機関や専門家団体等との連携の在り方等の検討(前記2. 2. 3. 1「専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策」(2)(イ)参照)に加え、医事関係訴訟の集中的処理の充実がある。

○ 建築関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

建築関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策として、(1)合意内容の書面化に向けた業界慣行の改善、(2)適切な鑑定人の確保等(前記2. 2. 3. 1「専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策」(4)参照)、(3)司法と建築家団体との連携のより一層の充実、(4)損害額等の算定基準の検討、(5)専門家の関与のもと、早期に概括的判断を行って審理期間を短くする手続の検討、(6)建築物の瑕疵についての保険制度の拡大、保険制度と連携するADR機関の拡充が考えられる。

このうち、(3)司法と建築家団体との連携のより一層の充実の具体的内容としては、(ア)各地域の地裁レベルにおける裁判所と建築学会等の専門家団体との連携の強化、(イ)建築関係訴訟における弁護士のサポート態勢の整備がある。

○ 労働関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

労働関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策として、(1)労働紛争に関する各手続の整備のための施策、(2)証拠収集方法の拡充のための施策が考えられる。

具体的には、(1)労働紛争に関する各手続の整備のための施策としては、合議体による審理の積極的な活用(前記2. 2. 3. 1「争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因に関する施策」(1)参照)のほか、(ア)労働紛争に関する裁判外ADRの機能の充実、(イ)労働審判事件に関する労働審判員の確保等の態勢整備、(ウ)訴訟、仮処分及び労働審判手続という裁判所内の労働紛争解決

手続における適切な手続選択の促進、(エ)労働委員会における救済手続と訴訟手続の整合性の確保がある。

また、(2)証拠収集方法の拡充のための施策としては、前記2. 2. 3. 1「主に証拠収集に関連する要因に関する施策」に加え、使用者が保有する資料を労働者が入手しやすくする制度の創設がある。

○ 遺産分割事件に特有の長期化要因に関する施策

遺産分割事件に特有の長期化要因に関する施策は、(1)前提問題及び付随問題が主張された場合に適切な解決を促進するための施策、(2)特別受益・寄与分の主張に関する的確迅速な判断に資する施策、(3)参加意欲の乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進のための施策、(4)遺産物件の確定及び評価を迅速に行うための施策、(5)遺言等の普及が考えられる。これらの具体的内容としては、以下のようなものがある。

(1)前提問題及び付随問題が主張された場合に適切な解決を促進するための施策として、(ア)前提問題及び付随問題が主張された場合に、前提問題に関する民事訴訟の提起を促進するための具体的な方策や、遺産分割調停の中で解決を図ることが困難な付随問題を、同調停の対象から外した上で両者を合理的に解決するための具体的な方策についての検討、(イ)弁護士代理人の関与がない事件への対応の強化（弁護士強制制度の導入）がある。

(2)特別受益・寄与分の主張に関する的確迅速な判断に資する施策として、第一次的には当事者が主張や証拠の提出を行い、裁判所は事案解明のため必要な場合に補充的に職権調査を行うことにするなどの方策がある。

(3)参加意欲の乏しい当事者等が関与した場合の手続の促進のための施策として、不出頭当事者に受諾書面を提出させて調停を成立させる制度の活用や、調停に代わる審判を遺産分割事件でも利用できるものとする制度の導入等がある。

(4)遺産物件の確定及び評価を迅速に行うための施策として、(ア)裁判所が調査嘱託を行った場合に嘱託先に確実に回答を行わせるための方策や、当事者に自ら管理する遺産の内容を積極的に開示させるための方策の推進、(イ)審判手続の全趣旨及び事実の調査の結果等に基づき、裁判所が遺産物件についての相当な評価額の認定を可能とする制度の導入がある。

(5)遺言等の普及として、遺言や任意後見制度の普及を図ることがある。

2. 2. 3. 3 裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策

○ 裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する施策

裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する施策は、(1)裁判官の人的態勢の整備、(2)裁判所の人的態勢に関するその他の施策、(3)合議体による審理の積極的な活用、(4)法廷等の物的態勢に関する施策に分類できる。

(1)裁判官の人的態勢の整備としては、民事訴訟事件（家事事件）の増加や専門化・複雑困難化に対応し、充実した迅速な事件処理を行うためには、裁判官の手持ち事件数を減らすことにより、裁判官の時間を作り出すことが必要であり、そのために、事件の特性に応じたメリハリのある手続上の工夫や当事者の協力を前提としつつ、庁ごとの事件動向や事件処理上の負担状況を考慮しながら、今後とも、特に負担が増大している大規模庁を始めとして負担が増大している庁に対し、継続的に相応の裁判官の態勢拡充を図ることが考えられる。なお、支部については、各支部の規模や事件状況、社会経済状況の変動状況を始めとする地域環境等を勘案しながら、各地域における司法サービスの充実を図るための様々な方策について多角的に検討を進めることが考えられる。

(2)裁判所の人的態勢に関するその他の施策としては、(ア)国民の司法に対するニーズにこたえ、裁判官と協働して紛争解決に当たる書記官を確保するため、書記官等について、継続的に相応の態勢強化を図る

こと、(イ)有能な調停委員の確保と一層の能力の向上を図ることが考えられる。

(3)合議体による審理の積極的な活用については、複雑困難事件等、本来合議に付するにふさわしい事件を、これまで以上に積極的に合議に付し、経験豊富な裁判長が主導的な役割を果たしながら、適正迅速な解決を図ることを可能とするような態勢整備について、裁判長の単独事件の負担の適正化と、そのために必要な右陪席の態勢整備について十分留意しつつ、検討を進めることが考えられる。

(4)法廷等の物的態勢に関する施策としては、(ア)その不足を解消し、前記(1)(3)と平仄を合わせるための法廷等（法廷，ラウンドテーブル法廷，弁論準備手続室，調停室等）の整備，(イ)裁判官室から法廷等までの移動距離の長さ，その間の移動手段の不便さ，法廷等の狭隘さ，警備の困難性等の指摘に対応するための法廷等の使い勝手等の向上等，(ウ)電話会議システムの増設や性能の向上のほか，法情報へのアクセスの向上や各地域における司法サービスの充実を図るという観点からの，総合的なIT環境の整備の検討が考えられる。

○ 弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策

弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策は，(1)弁護士へのアクセスに関する施策，(2)弁護士の執務態勢に関する施策に分類できる。

(1)弁護士へのアクセスに関する施策としては，(ア)弁護士の活動領域の拡大，法テラスの一層の整備・充実を始めとする弁護士の過疎・偏在解消のための施策の前進による弁護士へのアクセスの強化，(イ)民事法律扶助や権利保護保険の拡充，(ウ)弁護士に関する適切な情報開示や広報の拡充，(エ)本人訴訟への対応の強化（弁護士強制制度の導入）が考えられる。

(2)弁護士の執務態勢に関する施策としては，(ア)弁護士の繁忙状況の解消，(イ)弁護士会による研修・研究会や，サポート専門家とのネットワークの拡充等，複雑な事件や専門的知見を要する事案についての弁護士のサポート態勢の整備，(ウ)若手弁護士のスキルアップのためのOJTや研修の充実が考えられる。

3 検証検討会の実施状況

平成21年7月に第3回報告書を公表した後，第4回目の検証結果の公表に向けて，検証検討会が計10回開催された。各回における議論のテーマ等は【表1】のとおりである。

第31回及び第32回の検証検討会においては，施策検討の進め方を始めとする第4回目の迅速化検証の在り方に関する意見交換が，第33回から第35回までの検証検討会においては，民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策，個別の事件類型に特有の長期化要因及び裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策についてのフリーディスカッションが行われた。なお，平成22年1月から7月にかけて，検証検討会における検討と並行して，実情調査を行った。第36回から第38回までの検証検討会においては，上記各フリーディスカッションの内容を踏まえて検討された各施策案，上告事件の審理状況，刑事事件の運用状況，実情調査の結果の取りまとめについての意見交換がそれぞれ行われた。そして，第39回及び第40回の検証検討会において，以上の意見等を踏まえて作成した本報告書骨子案及び本報告書案について，意見交換が行われた。

【表1】 検証検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第31回	平成21年7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回検証報告書について ・今後の検証の在り方について
第32回	平成21年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回検証報告書について ・第4回検証における施策検討の進め方について ・実情調査の実施方法について ・最高裁判所における上告審訴訟事件の調査・分析の方向性について ・裁判員裁判の実施状況について
第33回	平成22年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策について ・実情調査の予定について
第34回	平成22年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策について ・裁判員裁判の実施状況について
第35回	平成22年6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策について ・実情調査の結果について
第36回	平成22年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策について ・最高裁判所における上告審訴訟事件の審理状況の調査・分析について ・刑事訴訟事件の運用状況の調査・分析について ・実情調査の結果について
第37回	平成22年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策について ・実情調査の結果(取りまとめ)について
第38回	平成22年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策について
第39回	平成23年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回検証報告書骨子案(たたき台)について
第40回	平成23年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回検証報告書案(たたき台)について